

フランチャイジー 各 位

令和2年4月10日

改定：令和2年4月16日

改定：令和2年10月23日

フランチャイジーの皆様へのご連絡

(よくあるご質問と回答)

破産者株式会社 MJG

破産管財人 弁護士 三村 藤明

本書面では、MJG 管財人室に対してフランチャイジーの皆様から実際に寄せられているご質問と、それに対する管財人室からの回答を記載いたします。

現在、管財人室へのお問い合わせがきわめて多数に上っており、返信にお時間をいただいております。フランチャイジーの皆様におかれましては、お手数ですが、できる限りお問い合わせいただく前に、以下お目通しいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

Q1 独立して事業継続する場合について、これまで使用していた機材（トムソンベット・EMS等）をそのまま使用して営業することは、可能でしょうか。

A1 機材をフランチャイジー様ご自身で購入又はリースして使用しているものについては、そのまま継続してご使用いただいて結構です。「MJG」や「PIM バランス」といった名称の使用を継続することはできません。

Q2 MJG 社に対して支払った加盟保証金は返ってくるのでしょうか。

A2 MJG 社にお支払いただいた加盟保証金は破産債権ですので直ちに返還することはできず、MJG 社の破産手続において処理されることとなります。

Q3 店舗を開業してまだ間もないですが、支払った加盟金は返金はされないのでしょうか。

A3 加盟金はFC契約上返還できないものと規定しておりますので、ご返金はできません。

Q4 廃業を考えています。その場合に発生する義務はありますか。

A4 店舗の賃貸借契約に関する原状回復義務が発生いたします。店舗に保管されているカルテはFCオーナー様にて保管ください。

Q5 フランチャイジーが購入した店舗に置いてある資産についてはどのように扱えばよいでしょうか。

A5 フランチャイジー様ご購入された資産の所有権はフランチャイジー様でございますので、フランチャイジー様にて処分いただいております。

Q6 フランチャイジー向けの説明会はやらないのでしょうか。

A6 今般の COVID-19 感染拡大を懸念し、フランチャイジー様向けの説明会は差し控えさせていただきます。

(管財人へのお問合せ先)

Mail: MJG-info@amt-law.com

電話：03-6864-3011（平日 9-17 時）

以上